

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年5月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(当) 違反点数
令和8年5月12日	株式会社プレミアムロジック ス(法人番号 6290001072129) 代表者大 熊真平	佐賀営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法第15条第4項	令和7年10月22日、法令違反の疑いがある旨の 情報等を端緒に監査実施。6件の違反が認められ た。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～ 第3項)、(2)点呼の記録(改ざん・不実記載)違反 (安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録の記載事 項等義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者に対す る指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(5)運転 者に対する指導監督の記載事項等義務違反(安 全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指 導監督違反(安全規則第22条)	23	8
	福岡県大野城市山田5丁目 1番17号	佐賀県佐賀市鍋島町大字 八戸3185番地1					
令和8年5月12日	丸義物流サービス株式会社 (法人番号7330001004431) 代表者大継義典	本社営業所	輸送施設の使用停止 (14日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第15 条第1項第1号、法 第15条第4項	令和7年8月29日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒に監査実施。8件の違反が認められた。(1)勤 務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、 (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～ 第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条 第5項)、(4)点呼の記載事項等義務違反(安全規則 第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項等義 務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対 する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)特 定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則 第10条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断 受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
	熊本県熊本市南区銭塘町 2150-5	熊本県熊本市南区銭塘町 2150-5					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年5月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年5月20日	くろがね工業株式会社(法人 番号4290801009158) 代表 者野田貴宏	運輸センター営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第9 条第3項、法第15条 第1項第2号、法第 15条第4項、道路運 送車両法(以下「車 両法」)第48条、車 両法第58条第1項	令和7年11月20日、無車検運行があったことを端 緒に監査実施。7件の違反が認められた。(1)事業 計画(配置車両数)の事前届出違反(法第9条第3 項、貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項 第1号)、(2)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、車両法第 58条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(安全規 則第3条の3、車両法第48条)、(4)業務の記録の記 載事項等義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者等 台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、 (6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安 全規則第10条第2項)、(7)特定運転者に対する適 性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8
	福岡県北九州市八幡東区 高見3-5-6	福岡県北九州市小倉北区 西港町122番24					